

第14採択地区教科用図書採択協議会
第1回採択協議会

日時 令和6年4月17日（水）
午後3時00分～
会場 東松山市総合会館304会議室

第 1 4 採択地区教科用図書採択協議会規約

第一章 総則

(目的)

第一条 この採択地区協議会（以下「協議会」という。）は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第4項の規定に基づき第14採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第二条 協議会は、第14採択地区教科用図書採択協議会という。

(協議会を設ける市町村の教育委員会)

第三条 協議会は、次に掲げる市町村の教育委員会（以下「関係市町村教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 東松山市教育委員会
- 二 滑川町教育委員会
- 三 嵐山町教育委員会
- 四 小川町教育委員会
- 五 ときがわ町教育委員会
- 六 鳩山町教育委員会
- 七 川島町教育委員会
- 八 吉見町教育委員会
- 九 東秩父村教育委員会

第二章 組織

第四条 協議会は、委員18人をもって組織する。

(委員)

第五条

委員は、各教育委員会の教育長と委員1名をもってこれを充てる。

2 委員の任期は1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第六条 協議会に会長及び副会長を置く。

会長及び副会長は委員の互選による。

- 2 会長は会議を主宰する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職を代理する。
- 4 会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で会長が交代した場合における後任会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、東松山市教育委員会において処理する。

- 2 各市町村教育委員会に事務担当者を置く。事務担当者は、会長が委嘱する。

第三章

(会議の招集)

第八条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員3人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、あらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第九条 協議会の会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市町村教育委員会に所属する委員それぞれ1名以上が出席しなければ、開くことはできない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。

(会議の公開)

第十条 協議会は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。公開に際しては、別に傍聴要領を設ける。

(教科用図書の選定の方法)

第十一条 教科用図書の選定は、本規約第十四条2項の報告及び埼玉県教育委員会が作成した選定資料等を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全体の一致によって決する。

- 2 前項の協議が整わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。
- 3 前項の場合、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。
- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり投票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(学校における研究結果の聴取)

第十二条 協議会は、当該教育委員会教育長を経て、校長からその学校における教科用図書研究の結果についての報告を求めるものとする。

(選定した教科用図書の通知)

第十三条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市町村教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び当該教科用図書を選定した理由を通知するものとする。

第四章 専門員

第十四条 協議会に教科用図書を選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、専門員を置く。

- 2 専門員は、見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、協議会の会議に報告する。
- 3 専門員は、第14採択地区内の学校の校長、教頭、主幹教諭または教諭を充て、教科ごとに（ただし、書写を加える）5名まで委嘱する。
- 4 教科ごとに、専門員の代表を置く。専門員の代表は、原則として校長又は教頭が務める。
- 5 専門員は、会長が委嘱する。会長は、関係教育委員会と協議のうえ委嘱する。
- 6 専門員の選任に当たっては、適任者を得られるように努めるとともに、秘密保持、公正の確保の観点から十分慎重を期する。

第五章 資料の公表

第十五条 協議会の結果等については、関係市町村教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

第六章 経費の支弁の方法

第十六条 協議会に要する費用は、各関係市町村の協議により決定した額について、関係市町村が負担する。

附則

- 1 この規約は、令和元年5月1日から施行する。

第 1 4 採択地区教科用図書採択協議会委員

(R6. 4. 17現在)

市町村名	教育長	委 員
東松山市	吉澤 勲	稲垣 孝章
滑川町	上野 修	岩崎 千恵子
嵐山町	下村 治	嶋本 佳則
小川町	小林 和夫	峯岸 貴明
ときがわ町	新井 克仁	大島 紀夫
鳩山町	宮崎 宣男	小峰 洋
川島町	関口 敬氏	磯 賢司
吉見町	大澤 幸正	長嶋 和義
東秩父村	小林 洋介	高田 長子

(敬称略)

協議3

事務担当者の委嘱について

第14採択地区教科用図書採択協議会事務担当者一覧表（案）

R6.4.17現在

市町村	担当者	担当内容
東松山市	細野 敦	統括
	権田 尚岳 八木原 実穂	事務全般
	岩崎 慶一	外国語部会
滑川町	笠原 祐介	保健体育部会
嵐山町	神田 貴裕	国語部会・書写部会
小川町	宮澤 忍 瀧澤 彰滋 大谷 恭平	数学部会・道徳部会
ときがわ町	能仲 和歌子 久保 和之	音楽部会・家庭科部会
鳩山町	根岸 義典 柳澤 拓也	理科部会
川島町	青柳 陽亮	社会部会
吉見町	堀口 将吾	美術部会
東秩父村	志田 隆之	技術部会